平成２７年（フ）第１０８８６号
東京都八王子市上柚木２―63　グランピア南大沢６―413、商業登記簿上の本店所在地東京都江東区青海１丁目３番15号
破産者　株式会社プライマリージャパン
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８８７号
東京都八王子市上柚木２丁目63―６―413
破産者　上野　恭正
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８９９号
東京都中央区日本橋横山町７番13号
破産者　有限会社ドリルガール
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９００号
東京都板橋区蓮根２丁目18―７―101
破産者　中川紀恵子
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９１２号
埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目６番８号
破産者　株式会社タイムリー
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９１３号
埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目６―８
破産者　荒井　一貴
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９２７号
東京都新宿区高田馬場１丁目29番７―803号
破産者　アルソニック株式会社
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９２８号
東京都新宿区西新宿８丁目19番１号
破産者　株式会社アルファインターナショナル
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９３２号
東京都三鷹市下連雀３丁目20番地７号
破産者　有限会社サムウェル
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５５号
東京都品川区南品川６丁目８―21―102
破産者　平林八江子
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９６号
東京都葛飾区西水元４丁目12―３　ディアコートⅡ　103
破産者　藤　　明美
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９７号
東京都荒川区荒川７丁目50―９―1602
破産者　福田　敏也
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２７号
東京都練馬区土支田４丁目６―４―101
破産者　酒井　光雄
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４３号
東京都新宿区北新宿１丁目15―４―12
破産者　馬場　ミツ
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５７号
東京都杉並区堀ノ内３丁目13―21―103
破産者　山本　直道
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６６号
東京都大田区西嶺町８―14―202
破産者　上田　知明
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９６号
東京都練馬区豊玉中４丁目１―16―402
破産者　小野　孝三
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３３５号
福岡市博多区築港本町６番10号
破産者　北風　善弘
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５０１号
福岡県糟屋郡志免町桜丘４丁目22番１号
破産者　株式会社アール・ガトー
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８６８号
福岡市早良区西新５丁目15番21号
破産者　有限会社ビーアイコミュニケーションズ
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２４３号
茨城県水戸市元吉田町1987番地の11
破産者　高橋電設株式会社
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第４０８号
栃木県宇都宮市一番町２番４号
破産者　株式会社大坂紙店
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係